

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 1 9 日 制定 林振第 1 6 6 1 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 5 年 1 1 月 2 9 日府地創第 3 2 7 号。以下「国要綱」という。）に基づき実施する林業・木材産業等経営安定対策事業のため交付する補助金（以下「補助金」という。）により、物価及びエネルギー価格高騰の影響を受ける林業・木材産業関連事業者等の経営安定化を図るため、エネルギーコストの低減や生産工程の効率化に資する機械及び設備等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和 5 年 1 2 月 2 1 日総行政第 3 2 7 号）及び山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業等)

- 第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業メニュー、補助対象者、補助対象機械及び設備（以下「機械設備等」という。）並びに補助率は、別表 1 に掲げるとおりとする。
- 2 知事は、事業メニューの内容ごとに別表 2 に定める採択要件を満たした事業に対し、必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、本件補助金以外に国、県又は他の地方公共団体からの補助を受けるものであるときは、補助金を交付しないものとする。

(交付申請等)

- 第 3 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 申請書の交付申請額には、補助金の交付を受けようとする額から補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額した額を記載しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第 4 条 知事は、申請書の提出があった場合は内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を補助事業申請者に送付するものとする。

(事業変更、中止又は廃止の承認)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額(別表1の重要な変更の欄に掲げるものに限る。)を変更しようとする場合

(2) 補助事業の内容(別表1の重要な変更の欄に掲げるものに限る。)を変更しようとする場合

(3) 補助事業の中止若しくは廃止をしようとする場合

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い期日までに、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、実績報告書の交付申請額に補助金の交付を受けようとする額から当該消費税等仕入控除税額を減じた額を記載しなければならない。

3 実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が修正の上確定した場合を含む。)は、補助事業者は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第5号)により、当該確定した消費税等仕入控除税額(前項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した場合にあっては、当該減額により確定した消費税等仕入控除税額を上回る部分の金額をいう。次項において同じ。)を速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告を受けたときは、期限を定めて消費税等仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合は、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者にその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の場合において、補助事業者が返還の命令に付した日までに納付をしないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 知事は、補助金を前条による額の確定後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が補助事業の実施上必要があると認める場合は、補助事業者に対し、補助金の一部を概算払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、国要綱による交付金の対象事業とするため、遅くとも当該事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の3月31日までに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(指導監督等)

- 第9条 知事は、必要に応じて遂行状況などを調査し、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、補助事業者に対して遂行すべきことを指示するものとする。
- 2 知事は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(検査)

- 第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し実地検査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

- 第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産又は機械設備等（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。以下「取得財産等」という。）については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下、「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金財産処分承認申請書（様式第8号。以下「財産処分承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分に相当する額及び当該取得財産を譲渡したことによる対価の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、知事が返還する必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還期限)

- 第12条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した

条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、規則第15条第1項の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項において交付の決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定による返還の期限は、返還を命ぜられた日から7日以内とする。

(収益納付)

第13条 知事は、補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が発生したと認められた場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業について経理を明らかにする帳簿を作成しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了の年度の翌年度から起算して第11条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿に加え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。ただし、第11条第2項の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、当該承認を受けた日の属する年度の翌年度の5月31日までとする。

(達成状況報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して3年間は、毎年度5月末日までに、申請書に添付した事業計画の達成状況について林業・木材産業等経営安定対策事業達成状況調査報告書（様式第9号）により知事に報告するものとする。

(改善措置等)

第16条 知事は、交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合又は事業計画において設定した採択要件の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、補助事業者に対して必要な措置を講ずることができる。

(県の調査への協力)

第17条 補助事業者は、林業・木材産業等経営安定対策事業に関連する調査を県が実施する場合は、当該調査に協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び林業・木材産業等経営安定対策事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年3月19日から施行する。

別表 1

事業 メニュー	補助対象 経費	事業種目	補助対象者	補助対象 機械及び設備	補助率	重要な変更
1. 高性能林業機械等整備	物価及びエネルギー価格高騰の影響を抑えるための生産コストの低減や生産性の向上等に資する林業・木材産業関連機械設備等の導入に必要な経費	林業機械作業システム整備	認定事業主（注1）、意欲と能力のある林業経営体及び育成経営体	高性能林業機械、林業用トラック、集材機等	1/2 以内	1. 補助対象経費の額の変更 ・補助対象経費の増額 ・補助対象経費の20%を超える減額（ただし入札による減額は除く。） ・事業種目間の20%を超える額の増減 2. 補助事業の内容の変更 ・補助対象機械設備等の変更（ただし（注2）の場合は除く。） 3. 補助事業の中止又は廃止
2. 特用林産振興施設等整備		特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体等	特用林産物生産施設装置、特用林産物生産用機械、特用林産物加工・貯蔵施設装置、特用林産物集出荷・販売施設装置、特用林産物加工流通用機械		
3. 木材加工流通施設等整備		(1) 木材加工流通施設整備 (2) 森林バイオマス等活用施設整備	森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	木材製材施設装置、木材加工施設装置及び木材集出荷用機械等		
4. 木質バイオマス利用促進施設整備		(1) 未利用間伐材等活用機材整備 (2) 木質バイオマス供給施設整備 (3) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、P F I 事業者及び民間事業者等	未利用間伐材等活用機械、木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械、木質バイオマスエネルギー利用施設装置		

（注1）「林業労働力の確保の促進に関する法律」の第5条に定める知事から認定された事業主

（注2）ただしア～ウのいずれかに該当するものは除く。

ア 補助目的及び事業能率に関係のない細部の変更である場合

イ 補助事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

ウ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

別表 2

事業メニューごとの採択要件

1. 高性能林業機械等整備

(1) 現状より生産コストの低減又は生産性の向上が図られること。(注1)

ただし、林業用(木材運搬用)トラックについては、所有する既存の車両と比較して、積載量が同等以上あり、燃費の向上が図られること。(注1)

(2) 導入後の県産材の生産量の目標値が原則現状値以上であること。(注2)

2. 特用林産振興施設等整備

(1) 現状より生産コストの低減又は生産性の向上が図られること。(注1)

(2) 導入後の特用林産物の生産量の目標値が原則現状値以上であること。(注2)

(3) 県内の産業と密接に関係していること。(注3)

3. 木材加工流通施設等整備

(1) 現状より生産コストの低減又は生産性の向上が図られること。(注1)

(2) 県産材の利用量又は利用割合の目標値が原則現状値以上であること。(注2)

(3) 利用する原木等の調達先及び製品の販路が明確となっていること。(注3)

4. 木質バイオマス利用促進施設整備

3. に同じ。

(注1) 具体的な取り組み内容について別記様式第1号事業計画書の2に記載すること。

(注2) 個別指標とその目標値を定め、別記様式第1号事業計画書の3に記載すること。

生産量等の目標値が現状値を下回るものとして次のとおり示す。

・生産性の向上によりその分の人手を別に業務に回すため、生産量が増加しない。

・品質の向上や低燃費機械の更新などにより売上高や利益は増加するが、生産量が増加しない。

(注3) 事業の実施体制の他、調達先や販売先などについて別記様式第1号事業計画書の4に記載すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付申請書

林業・木材産業等経営安定対策事業を次のとおり実施したいので、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称（事業メニュー）
- 2 補助事業の目的
- 3 交付申請額 金 円

4 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業種目

(2) 事業の内容

(3) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳		計	備考
	県補助金	その他		
計				

※備考欄には、補助率等を記載する。

5 事業着手（予定）・完了（予定）年月日

6 収支予算

(1) 収入

経費の区分	予 算 額		計
	県補助金	その他	
計			

(2) 支出

経費の区分	予算額	算出基礎
計		

7 添付書類

別記様式第1号を添付すること。

事業計画書

1 事業の概要

補助事業者名	名 称 : 所在地 : 代表者職氏名 :
総事業費 《うち消費税》 (補助対象経費)	円 《 円》 (円)
事業の概要	

(注) 山梨県内に本店を有さない場合は本店及び県内事業所それぞれの所在地及び代表者職氏名を 2 段書きで記載してください。

2 実施内容

3 個別指標及び目標値

個別指標	現状値 (年度)	目標値（3年目） (年度)	備考

別表

個別指標の設定について

個別指標	目標値の考え方
県産材生産量	県産材生産量(m3)
特用林産物生産量	特用林産物生産量 (t)
県産材利用（加工）量	県産材利用（加工）量（m3）
県産材利用（流通）量	県産材利用（流通）量（m3）
県産材利用（乾燥）量	県産材利用（乾燥）量（m3）
県産材利用割合	県産材利用割合（％）
その他（上記指標が適さない場合）	導入する機械設備等に応じて適切に目標値を設定するものとする。

4 事業の実施体制

5 その他

6 添付資料

- ・見積書
- ・導入する機械設備等のカタログ等
- ・位置図、配置図等

(申請者) 殿

山梨県知事

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金については、同交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業等経営安定対策事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 別表 1 に定める重要な変更により変更を行う場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第 3 号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 6 本通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から 20 日以内に申請の取下げをすることができる。

7 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

8 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について知事に求められた場合は、報告しなければならない。

9 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定した年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書（様式第5号）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

10 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の年度の翌年度から起算して交付要綱第11条で定める財産処分制限期間を経過するまで、整備保管しておかなければならない。

様式第 3 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容（第 1 号様式 3～7 に準ずるものとする。）

（注）上段に変更（中止・廃止）前の事項を（ ）書きし、下段に変更（中止・廃止）しようとする事項を記載すること。
その他、知事が必要と認める書類を添付すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 交付申請額 金 円

4 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業種目

(2) 事業の内容

(3) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳		計	備考
	県補助金	その他		
	円	円	円	
計				

※備考欄には、補助率等を記載する。

5 事業着手年月日・事業完了年月日

6 収支決算

(1) 収入

経費の区分	精 算 額		計	備考
	県補助金	その他		
	円	円	円	
計				

(2) 支出

経費の区分	精算額	積算基礎
	円	
計		

7 添付書類

- (1) 実績報告書には請負・購入契約書の写し、領収書又は請求書の写し、検査調書の写し、完成写真、精算設計書、精算図面等を添付すること。
- (2) 支払いの方法（金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号）を記載した書面を添付すること。
- (3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金について、同交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2の金額） 金 円
- 5 添付書類
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書
 - (2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - (3) その他参考となる書類

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金については、同交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり確定する。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払済額 | 金 | 円 |
| 3 | 精 算 払 額 | 金 | 円 |
| 4 | 返 納 額 | 金 | 円 |

様式第 7 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額

2 内 訳

補助金 交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先銀行名
預金種別・口座番号
口座名義

(注) 「出来高調書」を添付する。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金財産処分承認申請書

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名
印

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金達成状況調査報告書

林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により、事業計画の達成状況について報告します。

(注) 別記様式第 2 号を添付すること。

1 個別指標の達成状況

補助事業者名	事業メニュー	事業種目	機械又は設備	実施年度	個別指標		達成状況			備考
					現状値	目標値	令和 年度 (1年目)	令和 年度 (2年目)	令和 年度 (目標年度)	

- (注) 1 「個別指標の現状値」は、直近年又は直近3か年の平均値のいずれかとすること。
- 2 「達成状況」は、上段に各年度の目標値を、中段に各年度の実績を、下段に達成率（実績／各年度ごとの目標値）を記載すること。
- 3 報告年度については、この交付要綱第15条に基づくこと。

2 実施内容の状況について記載

(注) 事業計画書の2実施内容で定めた実施結果について記載すること。

3 実績値が現状値未満となった場合などの要因や目標の達成に向けた取組状況

実績値が現状値未満となった場合などのその要因	目標の達成に向けた取組状況	備考

(注) 事業計画に対し実績値が現状値未満となった年度又は達成率が100%未満となった年度に記載すること。